

教育再生会議合同分科会
議事録

内閣官房教育再生会議担当室

教育再生会議合同分科会議事録

日 時 平成19年11月6日(火) 9:00~10:53
場 所 総理大臣官邸大会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 農山漁村体験、自然体験活動、奉仕活動など体験活動の推進
3. 体力向上とスポーツ振興
4. 問題を抱える子供や家庭に対する教育、福祉、警察等の連携システム
5. その他
6. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 農山漁村体験、自然体験活動、奉仕活動など体験活動の推進について
- 資料2 体力向上とスポーツ振興について
- 資料3 問題を抱える子供や家庭に対する教育、福祉、警察等の連携システムについて
- 資料4 内閣府提出資料

池田座長代理 それでは定刻でもございますので、ただいまより教育再生会議合同分科会を開催させていただきます。

本日のテーマは、ご案内のとおり第2分科会での議論が中心となっておりますので、本日は私が司会進行を務めさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中にもかかわらず、このように大勢ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日はお手元の議事次第にありますとおり、1つ目の議題は農山漁村体験、自然体験活動、奉仕活動など体験活動の推進でございます。2つ目が体力向上とスポーツ振興について。3つ目が問題を抱える子供や家庭に対する教育、福祉、警察等の連携システムの問題、以上の3つのテーマにつきましてご議論いただきます。

また、進行状況によりまして、最後に有害情報対策につきまして、内閣府の荒木審議官にご説明をいただき、その後ご議論をいただければとも思っております。

今日の次第は以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

(プレス退出)

池田座長代理 それでは議事に入らせていただきますが、先ほど申し上げましたように、3つの議題について早めに終了しました場合には、有害情報対策につきまして、少し時間を割いてご議論をいただきたいと思っております。3つの議題の審議で時間がなくなってしまった場合は、当初の予定どおり27日の会議でご案内いただき、そこで本日の資料をもとにさらに詰めさせていただきたいと思っております。

それでは初めに、農山漁村体験、自然体験活動、奉仕活動など体験活動の推進につきまして、ご議論いただきたいと思っております。資料につきましては、資料1として論点メモを用意させていただいております。委員の皆様方には事前にお届けをさせていただいておりますので、お目通しをいただいていると思っておりますが、事務局から簡単に説明いただきたいと思っております。

山中副室長 では資料1に基づきまして、体験活動でございます。

第1次提言、第2次提言でも小学校の1週間の自然体験、中学校の1週間の社会体験、高校での奉仕活動と、こういうことを提言しているところでございます。それに基づきまして、小学校の自然体験につきましては、総務省、文部科学省、農水省、この3省で全国2万3,000校の小学校、1学年120万人、これを1週間で農山漁村で宿泊体験してもらおうという、それを今後5年間で実現しようというプロジェクトが動き始めているというところでございます。私どもの提言に基づきまして、そういうものが動き出しております。

また、中学校の1週間の社会体験活動、高等学校での奉仕活動、これについても来年度に向けての概算要求というものも行われているという状況でございます。

以上でございます。

池田座長代理 ありがとうございます。本件につきましては、これまでもいろいろご意見をいただいておりますが、以上のような形で現在進められております。では、ご自由にご発言いただきたいと思っております。

陰山委員 よろしいですか。1つ質問なんですけれども、この農山漁村の交流プロジェクトというのは、もともと農山村に住んでいる子供たちはどうなるんですかね。

山中副室長 これは、交流というのがございまして、農山漁村の子供たちを都会地の方に受け入れよう、都会地の子供たちを農山漁村の方に行ってもらおうと、こういうことで、どちらかという、農山漁村の方で受け入れる方の態勢づくりの方が手間がかかるものですから、廃校を利用してそういうものにつくりかえる。そういう予算もしっかりと農水省の方でも用意しようとかいう形で、そちらの農山漁村の方の整備というものに重点が置かれておりますけれども、交流するということが一つの眼目でございます。

陰山委員 それで都市部に子供たちを連れてきた場合の、具体的なメニューというのは、その都会の子供たちと一緒に何かお話をしましよとか、何か一緒のお遊びをしましよとか、どういうメニューになってきますかね。

山中副室長 これは今のところ、どちらかという、農山漁村の方に行ったときに都会の子が体験する活動、そちらの方のメニューというのを一生懸命やっているところですが、農山漁村の子供が都会の方に来た場合は、例えば「しごと館」ですとか、東京の方でいろいろできている体験施設だとか、いろいろな施設はあるものですから、かなり体験する施設というのは都会の方にはあるということが前提にはなっております。

陰山委員 では、要望なんですけれども、そういう施設は実は修学旅行等でも行きますし、都市部には田舎の子が行くんですよね。ところがそれで触れ合えないものがある。これは前にちょっとお願いしたと思うんですけれども、小谷さんたちがやっておられるような、いわゆる有名なテレビでしか見られないようなオリンピック選手に会うとか、あるいは浅利さんのところの劇団四季を見せていただくとか、やはりそういう文化的なものというのは、田舎の子供たちというのは触れることはないわけですね。しかも本格的な劇場とかそういうふうなところもなかなかありませんので、そういうメニューもしっかり出していただいて、こういうふうになってきますとやはり人口的に見ると、農山村の子供たちというのはものすごく少ないんですね、今。ですから、非常に疎外感を持ちます。正直言って、私も田舎の出身です。ですから、絶えずこのところ、こういうメニューを出すんだよということをきちりと出していただくようお願いしたいと思います。

池田座長代理 今のご意見は相互交流の観点から大変重要なことであろうと思います。都会の子供たちが農山漁村へ行った場合に、地域の子供たちと積極的に交流することも当然考えていただいていると思いますが、そのメニューをさらに詰めていただければ、と思います。どうぞ、小谷さん。

小谷委員 確認も含めてなんですけれども、農山漁村体験とかが最初に出てきたときは、農業を体験するというよりも、自然の中に身を置くというような、そういう中で自分自身を持ち直したりとか、都会の中で育んでいる小さな価値観だけに囚われない子供になるようにという考えが含まれていたような気がするんですけれども、活動としてこれから広がっていく上で、一歩間違えると農業体験をしましよというふうに捉えられないかなと。たしかそ

うということではなかったような気がするんですけども。確認のために、その趣旨をどこかで明確にした方がいいかと思うんですけども。

池田座長代理 それでは、
海老名さん、どうぞ。

海老名委員 私は農業体験した方がいいと思いますけれども。自然に触れ合うのと同時に、地方の体験を身につけた方がいいかなと思います。知らないままで終わるよりも、果物ができたり、野菜ができたり、お米がとれたりする。それを知った方がいいと思います。

池田座長代理 ここでも書いておりますとおり、農山漁村体験、自然体験活動はそれぞれ目的別に分けさせていただいております。農業に携わることも必要でしょうし、また一般的な自然体験も必要でしょうし、いろいろなメニューがあってしかるべきだと思います。

川勝さん、どうぞ。

川勝委員 都会と農村とがいわば均衡的な発展をしてきたならともかく、日本は農村の犠牲というか、農山漁村地域の人材あるいは資源というものを都会に集めることによって、そして発展してきたという面があるわけですね。その系図としては都会にたくさんの人口が集中していると。今、三大都市圏で2人に1人が住んでいるという、そういう状況ですね。それをどう是正するかということがポイントでなくてはならないと。単なる交流ではなくて、やっぱり都会の子にいびつな生活とは違う、自然に触れる体験をさせるという、それがポイントでなくてはいけないと思っております。

ですから、相互交流にもまして、やはり重要なのはベクトルを都会から自然の方向に変えると。このことはもう既に前首相の安倍総理が官房副長官のときに7省庁でしたか、横断的に都市と農山漁村との共生と対流を考えるということで、もう各副大臣がすぐに賛成されて始まったわけです。これはしかしこういう教育の問題も視野に入れていましたけれども、広く日本の農山漁村を励ますという運動だったわけです。これで今回は文科省と農水省ということになっていますが、農水省の基本的な目標は、食糧自給率を上げることですね。そして今、バイオエタノールですか、バイオエネルギーが問題になって、食糧価格が上がっているというふうなことから、いろいろな食糧問題が起こっております。ご承知のように、食糧自給率は今、カロリーベースで4割を切りました。そしてそれを上げろと言っているわけです。そのときに、北海道の食糧自給率は200%以上ですよ。あるいは岩手にしても、あるいは秋田にしても、山形にしても、青森にしてもみんな100%を超えています。しかし、東京の食糧自給率をご承知かどうか。1%です。大阪は2%です。神奈川は3%です。要するに99%近くを外から輸入して、その大半を賞味期限が切れたとかというようなことで捨てています。その量は1,900万トンです。これは全世界の食糧援助の3倍以上になっているんですね。

これはこういう生き方は果たしていいかと。もったいないという、海老名先生あたりは大事にされる言葉、あるいは日本人の言葉として世界通用語になった言葉と最も矛盾する生き方ですね。だからこういう生き方を子供たちに継承させてはいけないということから、やは

り農山漁村体験というのはこれは不可欠の、これからの日本にとって子供たちが体験する不可欠のもので、やっぱり農村地域というものが受け入れ態勢を十分に整えるし、そしてコーディネーターのような方を養成すると同時に、思い切り日本の全体の流れを東京を中心に向かってきたベクトルから、地域自立型、ひいては地域分権型という。そしてそれは門川さんあたりが言われる教育は地域が責任を持って、地域ぐるみで地域の子供たちを教えると。そこが魅力的だから都会の子供たちもやってくるというふうな、そういう方向に向かうということで、単純に美辞麗句で都会と農村の子供たちが交流すればいいというふうなことではないというふうに思っております。

池田座長代理 皆さんおっしゃるように、この出発点は徳育から始まっております。体験活動は徳育に対しての一つのアプローチという側面もありますので、ご指摘の点はもっともなことだと思います。

門川さん、どうぞ。

門川委員 京都市では、小学校4年で一泊二日の山の家、5年で二泊三日の海の家、6年は修学旅行。中1でまた一泊二日の山の家、2年で1週間の職場体験、3年で修学旅行、こういう形で全校で体験活動を実施してきました。今後、小学校で1週間の自然体験を全校でやろうと、来年まず20校で小学校5年の1週間の山の家、4年生で二泊三日の海の家を計画しています。4年生の二泊三日はちょっとしんどいかなという声はあるんですけども。

そこで、今、具体的な内容を検討しておりますけれども、共通しているのは自然との触れ合い、そこに生きられる人間との触れ合い。そして同時にテレビを見ない、ゲームをしない1週間を過ごすということなどです。早朝、読書をするのもいい。座禅を組むのもいい。いろいろなことを体験して、そして集団の生き方を学ぶ、徳育も含めて。そういうことで、農業体験とか漁業体験とか、都市と農村との交流など具体的なカリキュラムは現場に任せたらいいと思うんです。私どもも来年まず20校ですけれども、幾つかのモデルプランを作って、そしてそれを基にしながら、学校やPTA、地域、学校運営協議会でどんな子供を育てるか、そのためにどういうカリキュラムがいいか、議論をして作り上げてもらう。そして必要なら軌道修正をしたらいい。この教育再生会議でこうあるべきだ、これではなければならないと余りかたく考えないで、ただ自然との交流、人間と人間との交流、そこに視点を置く。そして集団生活を大事にする。その視点さえ押さえたらいいんじゃないかなと思います。

以上です。

池田座長代理 どうぞ、渡邊さん。

渡邊委員 私の学校でもこの農村とか自然とか奉仕とか、トータルで中1から高3まで、6年間で夢教育というのをやっているんですが、やはりそこで大事なことは、小学校から中学校の義務教育であるならば、これらの3つの活動を通して、どういう子になってほしいかという再生会議であるならば再生会議なりのメッセージと申しますが、そのコンセプトを明確にすることがとても大事だと思っています。そのために例えば自然体験であるならばやった方がいいねということではなくて、例えば日本の農業とか漁業の理解とか、それから命と

のかかわりとかいうものをしっかりと子供たちに教えてからでないと、ただ「自然体験したね」では、これは非常に効果が少ないというのを検証しております。

また、社会体験活動においてもただキャリアを経験させるではなくて、日本の産業とか、株式会社というのようになっていて、その上で働くということはどういうことで、その上ででは仕事を体験してみようねというようなプロセスも非常に大事で、またボランティアについても、ボランティアとは何かということをしかり話し合いをさせて、そして社会とはどうあるべきかということをしかりと認識させた上でさせるのがとても大事で、それが最終的にだからこういう人になっていこうねとか、こういう人間ってすてきだよねというメッセージが、トータルのこれらの活動の中で伝わるような形でまとめた方がいいと思います。

散発的に、自然学校をこうするべきだとか農村がこうあるべきだというのをまず全体のブランドデザインから私はこれは入るべきだというふうに、実際にやりながら感じていることであります。

池田座長代理 品川さん、どうぞ。

品川委員 一つだけ申し上げます。今、前提になっておりますのが、農村の子どもたちが自然体験をしているということだと思っておりますが、取材にまいりますと地方ほど子供たちは勉強に追われたり、ゲームしていたりネットをしたりする傾向もございます。といたしますのも、地方に住んでいる分都市部に住んでいる子よりも勉強が遅れると思っている保護者が少なくないからでして、地方に行けば行くほど、子供が外で遊んでいなかったりするという現実もございます。ですので、農村漁村体験が必要なのは都市部の子とか、農村漁村の子供たちには都会体験を、というこの二項対立以外の面も補っていく必要があるかと考えますので、一応その点だけ申し上げます。

池田座長代理 どうもありがとうございました。

張さん、どうぞ。

張委員 これは一つの提案になるのかもしれませんが、このような体験をしているときに、環境教育をするのがいいのではないかと思いますので、申し上げます。

私どもは白川村にかなりの土地を持ってまして、そこへ宿泊施設を造って、全国から環境の大事さを学ぶような学生さんと呼んで学んでもらっているんですけども、大変人気が高いんです。環境NPOの人たちがボランティアでどんどんやってくれています。もしこういう中に、ただ遊ぶわけではなく、いろいろなカリキュラム組まれると思いますので、その中に環境教育を入れてはどうかと思っています。そうすると、これは環境省かなんかが入った方がいいのではないかなというような気もしますので、ちょっと申し上げておきました。

以上です。

池田座長代理 ありがとうございます。

では野依座長どうぞ。

野依座長 私はやっぱり都市が田舎よりもいいんだというこの価値観をかえなければいけないと思っております、やっぱり都市化ほど子供たち、大人たちの心・技・体をゆがめ、ま

た劣化させているものはないと思っております。そういった価値観をこれで是正することができるか分かりませんが、少しでも是正に役に立つ方策が必要ではないかと思えますし、それからやはり子供たちはどうして自分たちが生きていけるのかということ、漁村あるいは農村に行くことによって、少しでも知ってもらえればいいのではないかと。

多分、今子供たちはスーパーか市場かなんかに行って、お金を出せば生きていけるのではないかとこういうふうな感じではないかと思うんですね。これを改めてくれればいいと思っております。

池田座長代理 ありがとうございます。

では浅利さん、どうぞ。

浅利副主査 私は自分の体験から申し上げますと、小学校3年のとき戦争が始まったので、永田町小学校から落合第一小学校へ転校したんですね。そして一番びっくりしたのは校庭の端っこにニワトリがいて、羊がいて、トマトの栽培の畑があるんですね。だから非常に新鮮でした。だから私は都会の学校は、例えば東京の子が、多摩地区でもいいんですけども、あるいはもっと遠くてもいいんですけども、畑を持たせてもらって、それでそこでちょっといろいろな作物を作る。ときどき子供たちがそれ、1年生が行ったり2年生が行ったり6年生が行ったりというようなそういう体験がいいのではないかと。実際体験がいいと思います。

ワンパターンは無理なので、例えば都会の子供がそういうふうに畑仕事をする体験の一つ、それから地方の子供は都会へ来て体験するのもいい。それから漁業を子供たちが体験するのもいい。だから農村で何か育てる、あるいは稲を刈りとるとかそれもいい。山へ登るのも悪くないのではないかと思うんですね。それから工場へ行って物が生産される過程を見るのもいいのではないかと。トヨタにご協力をいただいてですね。それから文化体験として、劇場へ来て観られるのも悪くないかもしれませんね。

だからそういうパターンを作って、この中から先生方、選ばれたらどうですかというふうなこと、20通りぐらいのパターンを作って、パターンを見せてあげるのがいいのではないかと。だからパターンを作るには、やっぱり専門家の委員会がいりますから、そこでパターンを作って、3日行程とか2日行程とか5日行程とか、その20ぐらいのパターンの中から学校が選択するようにしてあげるのが、具体的には一番親切ではないかなというふうに思うんですが。

池田座長代理 ありがとうございます。

それでは、時間の制約もございますので、陰山さん、小谷さんでこの議題は終わりにさせていただきます。

陰山委員 要望だけです。これは実際にやる時には、やはり今からだったら中教審の方で指導要領も今審議しておりますので、やっぱり教育課程の中に位置づけて、先ほどおっしゃられたその環境教育の絡みであるとかというようなことで、しっかり位置づけていただいて、そして財政的な面と施設的な面もやっていただきたいと。兵庫県でも自然学校というのをやっているんです。ところが、都会から来られる場合に、兵庫県の場合だと西宮から我々の北の方まで来ますと、相当距離があるわけなんですね。そうすると、準備というのはなか

なかできませんから、現地の施設に丸投げされてしまうんです。一応、県の方も用意はしているんですけども、そうなってくるとそのところが例えば飯ごう炊飯とかも全然しないとか、あるいはレジャーになってしまう危険性があるんですね。ですから、そういうふうなところがきちんと趣旨が果たせるような、やっぱりパッケージを作っていただくというふうに、文科省なりがどこになるか分かりませんが、責任を持ってやっていただくようなことをお願いしたいと思います。

池田座長代理 どうもありがとうございます。

それでは小谷さん、最後に。

小谷委員 張委員がおっしゃった環境活動というのは大賛成です。情報としてだけなんですけれども、先ほど「しごと館」の話が出ましたけれども、皆さんキッズニアとかはご存じでしょうか。今職業体験ということで、本当に今の小学生、特に低学年は休みになったらディズニーランドより、とにかくキッズニアの予約をもう半年前から入れるような状況で、本当に本物と全く同じ職業体験が都会のど真ん中で今できるんですけれども、例えば先月もスポーツを職業にしようということで、たまたま即席のスタジアムをキッズニアの中にぼんとつくったら、本当に半年前からすぐに予約でいっぱいになってしまって、そこは本物の「リーガー」だったりとか、プロ野球選手が実際に行ったり、本物のユニフォームを着させてスポーツを職業としたりとか、あるいは放送する係、チアリーダー、アンパイヤ、すべて全部職業体験をしたんですけれども、そういうようなところに農業活動とかも積極的に入れていただけるように働きかければ、また一つ、都会の中でも味わえるという経験になるんじゃないかと思って、情報として一つ申し上げます。

池田座長代理 ありがとうございます。

品川さん、どうぞ。

品川委員 今、先ほど浅利さんがおっしゃったことですが、国立大学の附属校のなかには畑を持っているところもございます。小学校で畑を耕し、中学生も畑を耕し、高校でも畑を耕す。それも、種をまく学年、収穫する学年と分かれたりするのですが、こういった国立大学の附属学校がやっているようなことが、もう少し一般の公立学校にも広まるいいと思っております。

池田座長代理 ありがとうございます。様々な観点から大変貴重ご意見をいただきましてありがとうございました。

本件につきましては、典型的にパターン化したうえで、それぞれについていかに具体化していくかが大事、とのご意見をいただきました。体験活動は生きるということ、生活すること、また存在すること、そうした人間にとりまして根源的なことにもつながっておりますので、教育的な見地からそういったことを出発点に置いて、この問題に対応させていただければ大変ありがたいと思います。

それでは次の議題である体力向上、スポーツ振興に移らせていただきたいと思います。この議題につきましては、小谷委員から資料をご提出いただいておりますので、まず小谷委員

にご説明いただき、その後事務局から論点メモについてご説明いただきたいと思います。

小谷委員 ありがとうございます。

まず、山谷補佐官には先だつてのテニスマナーキッズプロジェクトにご参加いただき、ありがとうございます。これは以前ご紹介をしたテニス、スポーツをしながらそこであわせてマナーを学びましょうという機会なんです、親へのレクチャーの内容など、まさに親学そのもので、親学と銘打たなくても、こういうところで親を教育したり、しつけについて改めて勉強する機会が持てるんだなと私自身も大変勉強になったんですけれども、ご視察ありがとうございました。

また、お手元に会議が始まってから急ぎ配らせていただいた白黒の「オリンピックふれあい交流事業」のパンフレットがあると思うんですけれども、これは先だつてご紹介をしたオリンピックとしてイベントに参加して、いじめについてスポーツをやる人たちは、しない、させない、許さないということ呼びかけをしてきたイベントのパンフレットを参考までに配らせていただきました。この写真にある宇津木監督が終わりではやはりいじめの体験談をしてくれたら、参加した生徒たちが涙、涙で目を輝かせて帰ってくれました。

本題に移りたいと思いますが、スポーツを通じた体力向上、そして心と体の調和のとれた子供たちの育成というのは、本当に重要であるということを再三申し上げさせていただいてきましたが、今年の10月に文科省が発表した「体力・運動能力調査」によりますと、もうこの20年、体力・運動能力というのは本当に低下の一途をとということで、何としてもこのタイミングでここに歯止めをかけて、何とか上昇させていきたい。そのために、今回この第三次最終提言に向けてスポーツ振興に関して幾つかの提案をさせていただきたいと思います。

まず一つは、小学校の体育専科教員の増員ということです。聞くところによりますと、小学校の特別に一部の教科を担当している教員というのは、33%いらっしゃる中で、体育だけを教えている、つまり体育の専門家となる先生というのは0.1%しかいないということ聞いております。今は近所で遊び回ったり、スポーツになかなか触れ合うことが難しい子供にとって、小学校での体育というのは子供によっては唯一の運動の機会になるわけですから、この小学校での学校体育の充実というのは非常に大切で、そのためには専門家が正しい知識と基本、そして以前にも申し上げたタイミング、このぐらいの成長度合いのときは、こういう刺激を入れてあげるのがいいとか、そういうことをきちっと分かった教員の手ではぐくまれることが、やはり運動嫌いをなくしたり、運動能力を高めていく上で非常に大切だと考えます。そのために、小学校の体育の専科教員の増員ということを提案させていただきたいと思います。

2つ目がだまかに国の責務としてのスポーツ振興ということで書かせていただきましたけれども、その中には幾つか含まれてきて、今申し上げたとおり、学校体育の充実、これは小学校の体育教員の増員ということも含まれてきますけれども、地域スポーツの振興、あるいはトップアスリートへの支援というのは、誤解のないようにしていただきたいんですけれども、別にここで日本のトップアスリートを応援してくださいとか、あるいはオリンピッ

クムーブメント推進のため、東京オリンピック招致をサポートしてくださいとか、そういうことを言いたいのではなくて、やはり日本の代表選手が国を代表して活躍する姿というのは、国を活性化させるし、経済効果にもつながるし、子供に夢を与える。日本を元気にするためのツールだと考えます。そのためには、やはりスポーツ振興というのを国の責務としてとらえていただくことが非常に重要だと思うんですが、例として申し上げますと、スポーツ振興にスポーツ関係予算というのは今は186億円しかないんですけれども、ちなみに文化庁ですと、約7倍の1,017億円の予算が今とられているということで、日本の中での本当にスポーツ文化の弱さ、低さを感じざるを得ません。

また、最後に一元的な組織、例えばスポーツ省などと書かせていただきましたけれども、スポーツ省ないしはスポーツ庁なり、世界の中でアメリカもちょっとまたタイプが違って、企業などが全面的にバックアップをしているんですけれども、オーストラリアでしたり、あるいはブラジルはジーコさんがスポーツ大臣だったり、あるいは韓国、中国というのも、国の中で学校教育とスポーツというのは全く分かれて国が組織しているんです。このあたりも日本でもスポーツ振興を国の責務としてとらえていただき、効率的にいろいろなものを組織立てていただくためにも、スポーツ庁ないしは省の設置ということもここで考えていただき、提言に結びつけていただきたいと思います。

池田座長代理 どうもありがとうございます。

それでは続きまして、事務局から論点メモについて説明願います。

山中副室長 資料2でございますけれども、今までございましたご議論を皆様方のご意見を簡単にまとめたところですが、一つは子供の体力向上という先ほどの論点でございます。

学力については、全国学力学習状況調査、これに対して学力向上策というのを具体的に取り組もうというのがございますので、体力調査もこちらは抽出ですが、やっております。そういうところでまたさらに緻密な調査もしっかりして、それに対する具体策というもので取り組んだらどうかということでございます。その際に、プロスポーツの選手ですとか、子供たちが夢を持つような、そういう方の活用といいますか、もっと活躍していただく場も設けてはいかかかということでございます。

2点目は、国のスポーツ振興策ということで同じでございますけれども、国としてしっかりとスポーツを振興していくんだというそのところを明確にしていくということを予算ですとか、組織とか、法律とか、そういうところで明確にしてはいかかかといった論点でございます。

以上でございます。

池田座長代理 どうもありがとうございます。

それでは、この論点メモと小谷さんの資料をもとに、自由にご発言願います。

それでは野依座長、どうぞ。

それでは座長どうぞお願いします。

野依座長 スポーツ振興といいますと、体力の充実ということが主に出てきますけれども、やはりこれは徳育ですね。こういうものと関係してくるのではないかと。柔道であるとか、相撲であるとか日本古来のスポーツ、やっぱり長幼の序であるとか、その礼儀であるとかいうことを習うわけですし、それから西洋から来たものにつきましてもやっぱりスポーツマンシップというのがあるわけですし、そういった精神の充実といいますか、その点をやはり教育ですから、ぜひ進めていただければと。

ただ、競争のための競争、これは知育の場合にもやっぱり今入学試験とかなんとか、その競争のための勉強みたいなことを強いられていると。あるいはそういうことをやっぱり過度にやると、やっぱり問題が起きるので、日本人としての精神面の充実というのをぜひこの中に加えていただきたいと、こういうふうに思います。

池田座長代理 どうもありがとうございます。

陰山さん、どうぞ。

陰山委員 現場の方において、強く思うことは、今武道のお話がありましたけれども、正直言って私、現場で武道の指導は積極的にようやらんと思います。何でかというと、子供たちの今の実態として、すぐ骨が折れるんです。本当に。信じられないかもしれませんが。僕、目の前で見ている、子供が雑巾がけしていて何かあったりしたら、ぷっとう横に折れた。ころんと転んだんです。折れているんです。何かにぶら下がっておりましたとか、落ちたんです。手のつき方おかしかった。折れているんです。だからもうすぐ病院に送って、治療をしないとこれはすぐ何をやっていたんだということになりますから、今学校では何か問題が起きますと、すぐ病院に送るんです。だからそのためにタクシー券を用意してもらおうとか何とかということが、教育委員会の方に我々要望から上げるみたいなことがあって、実はこのスポーツの前に、子供たちのその健康というんですか、基礎的な体がどうなっているのかということを中心にこれも何らかの調査を必要とする段階に来ていると思うんですね。

日体大の名誉教授の正木健雄さんという方がこれをずっと追いかけておられるんですけれども、1970年ぐらいから子供たちの背筋が真っすぐ伸びなくなった。それから土踏まずが形成されなくなったりで、一時期、NHKが特集を組んで大問題になったことがありますけれども、その状況というのは基本的には変わっていないはずなんですよ。ただ、日本人の悪いくせで、何となく終わったような気になっていて、でも実際は非常に悪くなってきていると。

だから非常にその辺の関心のある方は、早い段階からスポーツクラブとか入れて鍛えられますから、早い段階からやると骨が鍛えられて強くなるんですね。ところがそれがいない状態で、例えばマンションの高いところに住んでいる子供たちなんか、下の広場に降りてくるのに5分、10分かかると、もう降りてこないんです。ゲームの方がいいからということで。しかも、公園へ行くとボール投げをすると、それは危険だからということで、禁止なんです。特にこの上半身の体力というのが非常に落ちてきているという実態があって、最近では武道はおろか、マット、鉄棒もほとんどやらなくなっています。骨折が多いから。

ですから、そういう現状をちょっと理解をしていただいて、やはりその健康調査の面から

も、ここで今子供たちに何が起きているのか。これは僕はこの間言いました、その教育院みたいなものを造って、かなり専門的にこれをリサーチをして、そしてこれを国民のコンセンサスにしていだかないと、やっぱりこのスポーツの振興というのは私は大賛成なんですけれども、なかなか実態としては難しいという状況があると思います。

池田座長代理 では、門川さん、どうぞ。

門川委員 厳しい状況があることは事実です。ただ京都市ではこの10年間でスポーツ少年団が213から260に47増えている。指導者が741人から939人に200人増えている。登録団員数が5,858人だったのが、7,957人と、2,100人増えている。全小学校で3年から全国でも珍しい運動部活動を始めました。それで子どもの参加率も4年生では48.2%、5年生63.2%、6年生は65.3%。柔道も剣道もバレー、バスケット、いろいろなものを子供が選んでやっている。教師の熱意です。負担にもなっているんですけども、何とか地域のボランティアとより連携して対応していきたいなと思っているんです。

それらの取組も含めて、ちょっと体力の低落傾向に歯どめがかかった、ちょっと良い傾向が見えてきたかなと思いますが、そこで小谷さんのおっしゃることは、大賛成です。同時に、今例えば小学校に専科の教員を配置しても全国23,000の小学校全校には入りません。だから専科の教員を増やししながら、同時に教育委員会に巡回指導をする例えば柔道の先生、剣道の先生、あるいはバレー、バスケットの先生を配置する。小学校は女の先生が多いですから、柔道はなかなかできない。まあ女性もやられる人もおられますけれども。それと同じように教育委員会にドラマティーチャーを置くようにしたい。今、小学校で本格的な演劇の指導はだれもできない。それで、ドラマティーチャーを教育委員会に1人でも2人でも置いて、演劇の指導をするために、各校を巡回する。

あるいは例えば小学校で書道ができる先生がなかなかいない。教員養成大学で、書道講座はあるけれども、採用がないから、学生が書道の単位をとらない。だから、教育委員会に小学校を巡回して書道を本格的に教えに行く先生を配置できれば良い。ところが、今の文部科学省の方針や教職員定数制度では教員を学校に置くことになっているんですね。教育委員会に配置するのは、対象外だから地方のお金だということになるわけです。例えば、栄養教諭でも、幾つかの学校にだけ配置する、ということになるんですね。全校に置けないんだったら、教育委員会に置いて、拠点校を指導しながら、多くの学校を巡回指導できるようにしてほしい。スポーツもそうです。書道もそうです。それから演劇もそうです。小学校に体育の専門の教諭を置いて、その人がバレーの専門家だったら、柔道、剣道は指導できません。そういうふうに、教育委員会に置いて巡回指導ができる。その人がボランティアの養成もすると。こんなシステムを作ってもらえれば、子どもたちの様々な力が向上します。そのためにも現行制度を変えていただきたい。よろしく願いをしたいなと思っております。

池田座長代理 品川さん、どうぞ。

品川委員 ありがとうございます。2点申し上げます。私も小谷委員がおっしゃった小学校の体育の専科教員に賛成です。ここで大事なものは、我々はいつも基礎学力の向上、それが

ら規範意識の向上ということをテーマにしてきておりますけれども、基礎学力も規範意識も、基礎体力がベースになります。基礎体力があって、集中力が上がり、学力に直結しますし、体の正中線、つまり背中の中方に筋肉がバランス良く付くことで、字をバランスよく書く能力、書字能力が上がります。

それから、目と手の協応といいます、不器用な子供たちも筋肉がバランス良くついていくことで協応が上がるなどメリットがたくさんございます。ところがこれまでスポーツ指導は随分されてきておりますけれども、基礎体力の向上というところになりますと、もちろん地域や学校によっても異なりますが、なかなかフォーカスされません。ぜひこの体育専科の先生にはそういった視点を入れていただきたいと存じます。

それから、体育で集団指導をしたり集団スポーツを学ぶことで、子供同士の絆が向上します。絆が強まり仲間意識が高まることでポジティブな集団ができれば、規範意識もセルフエスティームも向上します。ぜひ、体育の選科教員には、基礎体力を向上させるためだけではなく、こういった発達的な視点に立った指導プログラムを開発し、導入していただきたいと思います。

それと、先ほど座長がおっしゃっておられましたスポーツのルールということでございますが、アメリカで取材をしておりましたときに、社会規範を教えるためにまずスポーツを教えるというプログラムに何度も遭遇しております。社会規範、社会にはルールがあるよということ教えるために、バスケットボールやサッカー、野球などをやらせてスポーツのルールを教えていく、と。これはニューヨーク州立大学バッファロー校のペラム教授を取材したときにおっしゃっておられたことですが、徹底的にバスケをやっているの、理由を聞きますと、ルールが入らない子にはまずスポーツのルールから教えていくんだということでした。非常に納得しました。子供たちも聞いて見ますと、スポーツにルールがあるように社会にもルールがあることがわかったと言っていましたので、少しご紹介させていただきました。

それから陰山委員がおっしゃったように、私も雑巾がけで失敗して腕の骨を折ったとか、肩が何かぶつかっただけで鎖骨が折れたとかというような話は耳にします。ですので調査をすることは大事なんです、調査している間にも子供たちは今を生きているわけですから、即行で今できるところから導入していくこと。だからこそ、体育とともに食育、命、病気、性など、生命に関わる教育を小さいときからカリキュラムを立てて、しっかりと指導していくことが必要だろうと考えております。徳育も、実は自分の、そして他人の生命を守るという意味ではつながっているだろうと考えております。以上です。

池田座長代理　そういうお話を聞きますと、就学前教育、幼稚園、保育所での教育が体力向上という面からも、大切になってきますね。

品川委員　おっしゃるとおりです。

だからこそ、スポーツだけとか運動だけでは語れないと考えております。全部直結しているんですね。こういった周辺領域の知識が、例えば体育の先生は多分食育まで知識はお持ちではないでしょうし、それから食育の先生は多分運動の知識がないでしょうし、体育の先生

は発達的な視点から集団指導するという視点はないかもしれませんが、などなど考えてみますと、周辺領域をいかに系統立ててプログラムに落とし込んで行くかというところが、実は問われている。しかも発達段階に応じて、ということだと考えております。

池田座長代理 どうもありがとうございます。

浅利さん、どうぞ。

浅利副主査 私どもの劇団の若い女優、百数十人、一番若い層ですね。ものすごい体力なんです。なぜか。大体17から18、9。なぜかというと、3歳ぐらいからバレエをやっているんですね。10年ぐらいのバレエの経験がある。そうするとすごい体力になるんですよ。それはもう今さっき陰山さんのおっしゃった、転んだら手が折れたなんて信じられない話です。だから、要するに興味のあることをさせることによって、体力を向上させるということだと思っんですね。それには、やっぱりさっき小谷さんのおっしゃったように、アスリートが学校に来てくれるとか、いろいろなことで生徒を刺激することではないかなと思っんです。

やっぱり上から行く教育ではなかなか育たないので、興味を持たせて、それで引き寄せるということがいいのではないかなと思います。

池田座長代理 どうもありがとうございます。

それでは、小谷さん、どうぞ。

小谷委員 情報としてなんですが、これもちょっと誤解をしないで聞いていただきたいんですけれども、東京の日本のオリンピック招致に関して、最近になって47都道府県のそれぞれのふるさと特使といいまして、オリンピック選手の自分の出身地に戻って、スポーツを教えたり、オリンピックについて語ったりという活動をこれから始めるんですけれども、陰山先生が要望していらっしゃるような、地元でスポーツ選手が行くというのは、これからすごくやりやすくなると思っんですね。そのために以前もスポーツ界としてはオリンピック選手派遣しますよというアピールをしているにもかかわらず、学校側はけがが起きると困るからということで、ノーサンキューという、行きたいけれどもだれも呼んでくれないという状況があるということをお話ししたと思っんですけれども、そういう意味でも国としてそのスポーツ振興とか体力を作るといふことの重要性をPRしつつ、いろいろなものをつなげていく。例えば放課後子供プランみたいな受け皿もあるわけですから、組織立てて有効活用するためにも、何か一元的な組織が必要だと思っんですので、あわせてここで再度提案させていただきます。

池田座長代理 ありがとうございます。

それでは、時間の関係もございますので、恐縮ですが、渡邊さんで最後にさせていただきますと思っんです。

渡邊委員 本当に今の体力の低下というのは、異常な状態だと思っんです。1,600人のうちの子供が、やっぱり5分間立っていられないと。大体10分経ちますと、倒れ方、皆さんご存じかもしれませんが、ばたばた倒れるんですよ。その倒れ方がもう本当にどうしたらそんな勢いで倒れるのというぐらい倒れるんですね。やはり私としても実際にこの10年間のこの体

力の低下を数字として、体力測定をやっていますので、もう明らかに落ち続けているわけです。やはりこれは学校で学力と同じように、では体力については目標設定をしました。こうしなさいと。ここまでもっていきなさいと。そうするとやっぱりでは1年間の体育のカリキュラムをずっと作りまして、何とかそこまで持って行こうとするんですが、実は先ほど何点か出ていましたが、実は体育だけではどうにもならないと分かったんですね。これは食育、食事ともすごい密接に関係がある。それから運動、それからもっと大事なのが生活習慣。この3つがトータルで総がかりでやらないと、体力というのは上がらないというのが分かったんですよ。

そうしたときに、やはりこれについてのしっかりとしたそのグランドデザインをしっかりと再生会議としては提示するべきだと思いますし、もう一つ言わせていただくと、学力テストやりましたが、私は体力テストも全く同様にやって、各都道府県について、お前のところ体力全然ないじゃないかということで、ミニマムスタンダードを提示して、ここからマイナスのところは教育委員会がしっかり指導していないからだとということで、徹底的に教育委員会をたたくというような形にしていけないと、やっぱり学力同様、やっぱり体力が全く同じくらい大事だということを、もう一回認識するべきだと。そしてトータルでなければこれは上がっていかないということを皆さん認識するべきだとそう思います。

池田座長代理 どうもありがとうございました。

渡邊さんが総括的なお話しをしていただいたので、今のお話をこの議題のまとめにさせていただきます。それでは、次の議題に移らせていただきます。

3番目の議題でございますけれども、問題を抱える子供や家庭に対する教育、福祉、警察等の連携システムについて、であります。本件につきましては、門川委員と品川委員から資料をご提出いただいておりますので、恐縮ですが、お一人10分以内でご説明いただいた後、論点メモを事務局から説明いただき、ご議論をいただきたいと思っております。

それでは、品川さんの方からお願いします。

品川委員 タイムマネジメントが悪いので頑張ります。

お手元に膨大な資料がございますが、これは読んでいただければ一発で分かるように、私がいろいろと申し上げましたことを京都市教育委員会の皆さんがいろいろなところから裏づけの情報などを集めてくださったうえで作っていただきました。お忙しいとは存じますが、ぜひお目とおしいいただきとうございます。

簡単にですが、どうしてこういった提案をさせていただいたのかご説明します。

そもそも再生会議のことを打診されたときに、私は自分がこれまで取材してきた何百人という子供たちのことを思い出しました。その中に、私に決定打を与えた数人の子供たちがいました。ある青年はこういうことを言ったんですね。品川さん、日本には僕の生きる場所はないんです。僕はハリウッドでCGクリエイターになることを目指して留学しますと。その青年は、小学校4年生のときに読み書きのLDだということが分かり、中学を卒業するまで不登校でした。保護者にも理解があり、専門家も関わりました。でも彼は学校に行けばテスト

で点がとれない。それで彼はあるときから自分で登校を拒否し、不登校を選んだわけです。

本人は不登校時代にインターネットで対戦ゲームを覚えて、見知らぬ大人たちからすごい技術だと褒められることで自信を回復していきます。そしてこの少年は不登校のまま中学校を卒業して、単位制の高校に行くんですね。ところが彼は高校入学時に、唯一褒められたインターネットの世界で生きていくことを決意していたんです。15歳のときですよ。それでゲームデザイナーになるべく高校に通いながら専門学校にも行き、途中からは英会話まで家庭教師について習うんです。その彼が高校卒業にあたって言った言葉が、品川さん、日本には僕の生きる道はないということだったんです。彼はこう言いました。日本では読み書きがしんどいとかかわいそうな子、がんばっているエライ子だという扱いを受けます。でも僕は自分のやるべきことをやっているだけで偉くもないしかわいそうでもない。だけれども、日本社会は僕にかわいそうな子であることを求める。留学先の学校にI have dyslexia.と言ったら、So What?と言われました。ディスレクシアに応じた教育を提供すればいいだけでしょと言われてたんですね、彼は。日本では、えらいね、頑張っているね、字を書くのがしんどいなら無理なくていいよと言われて続けてきたわけです。でもこれは一見僕のことを理解しているようで、実はどこか下に見ていることだと、彼は続けます。そして、僕には夢があります。でも、僕が活着ている間に日本ではそれはかなわないと思うと言ったんですね。

私は彼の言葉を聞いて何も言えませんでした。口ではそんなことないよと言いたかったんですが、明らかにそれは現状と違い、彼のようになんらかの器質的な課題を持っている場合だけでなく、家庭内に葛藤があったり、家族が子どもの教育に無関心だったりなど、その子自身にはどうしようもない環境などを抱える子にとっても、日本は生きにくい社会じゃないか。いったん躓いたらなかなか這い上がれない、そんな社会であることは、実は私たちがみんなどこかで気がついてるんじゃないかと思っております。だから、彼が私にそういったとき、アメリカやカナダの方が彼の夢を実現するチャンスのある社会だと私は思いました。今、彼は右も左も分からないまま留学して語学学校を卒業し、現地の学校で毎晩深夜まで作品を制作して頑張っています。

もう一人の少年は宇治少年院の本を書くときに取材した子でした。彼は小学校3年生で九九につまずき、4年生で完全に落ちこぼれるんですね。本人は一生懸命頑張っているんですけども、どうしても勉強が分からない。先生は家でもっと勉強しなさいと言いますが、家庭は共働きで全くそんな余裕はないです。ある日、担任が言うんですね。子供たちの前で。これだけ先生が一生懸命教えているのに、何とか君はちっともできない。それは何とか君の努力が足りないからですよ。努力をしない人間はろくな大人になりませんと。教師に悪意はなかったと信じたいのですが、その一言がきっかけで少年は徹底的にいじめられるようになります。いじめに耐えかねたある日、逆切れするんですね。その切れ方が非常に激しかったので、周囲の子供たちは、これは危ないといって、今度彼を遠まきにするようになる。先生も彼のことを問題児扱いするようになります。結果的に彼は小学校6年生の2学期に、出席停止扱いになって、小学校で出席停止扱いということをお皆さんどれだけご理解しているか分

かりませんが、小学生に学校に来るなというわけですね。家庭でも居場所がない子供たちはどこに行くか。ご飯も食べられないわけですから、人が集まる場所、この子の場合はコンビニの前でぶらぶらするしかなかったわけです。そこで知り合った人からバイクの盗み方を教えてもらい、どんどん悪いことを覚えていくわけです。

そのとき引き返そうとか思わなかったのか聞いてみたのですが、どうせだれも自分には興味ないし、こんなん生きていてもしょうがないし、何をやっていいじゃないかと思ったと彼は言っていました。中学1年で万引きで補導されるのですが、迎えにきた教師も保護者も彼には何も言わなかった。それが少年にとって決定打になったと言っていました。ああ、俺なんか何やってだれもなにもいわへんのやって、それでますます悪いことを覚え、結局、中学時代に少年院に入ります。3月に視察していただいた広島少年院におられた向井義元首席専門官がまだ宇治少年院にいたときのことで、少年は宇治少年院で初めて自分の文字の見え方と他人の文字の見え方に違いがあることを知ります。自分の聞こえ方と他人の聞こえ方が違うことも知るわけです。そこで彼の認知と学習スタイルに応じた的確な指導を受けることによって、彼は16歳のときに初めて苦手だった九九ができるようになり、分数計算が分かるようになります。自分もやればできると分かったその日の晩、彼は一晩中嬉しく涙が止まらなかったと言っていました。何で泣いたかといいますが、自分はばかじゃないということが分かったからだと言っていたんですね。その彼がこういうふうに私に言いました。少年院に入る前、どうせバカだし親も先生も自分のことなんかどうでもいいと思っているんだから自分がんばってまじめに生きててもしょうがないと思っていた。でも今は違う。やればできると分かったら、自分はバカじゃないんだとわかったら意欲はもっと出てきます、と。と同時に、実に多くの院生たちが、自分の価値がわかったとき、自分もやればできるんだとわかったとき、自分がこれまでやってきた反社会的な行動を心から反省すると言いました。そしてその反省とともに、将来を生きていくという覚悟が備わるんだそうです。別の少年は、自分は少年院の中で生きる夢を見つけました。でも、出院したら同世代の友達には夢がないことがわかった、適当に大学に行って、適当に働ければいいじゃん、今が楽しければいいと言うんですよ、だから僕は少年院を出た後、全く友達と話が合わなくなってしまいました、と。僕たちは宇治少年院で向井先生たちから徹底的に考える訓練を受けました。毎日真剣だったからこそ身についたと思うし、真剣の中から夢が生まれるんです。でも、今の日本には今の僕のいる場所がないんです、とこの少年も言ったんです。もう青年でしたけれども。この人は今、アジアで働こうと、頑張っています。

こういう子もいました。渋谷で援助交際をしている女の子です。17歳でこの子は2回墮胎しているんですね。友達にはH I Vになった子もいると言っていました。ところがご両親は、父親は高級官僚で母親は大学の先生です。彼女自身は都内の有名私学高校の生徒でした。モデルさんみたいにかわいい子でした。かわいいからこそ、学校でさんざんいじめにあったそうです。そのうち、不登校になって学校にも家庭にも居場所がなくなっていきます。非常に聡明な子でした。彼女が私に何と言ったかといったら、学校では個性が大事だと言われるけ

れども、みんなと同じじゃないと生きていけないのが日本の学校です。親だって、どれだけみんなと同じじゃなきゃだめか、行き詰まるくらい苦しいか分かってくれない。もちろん先生も分からない。いじめられたことが親に知れた後、親は学校に文句を言いに行きました。そうしたら、それがまたいじめの原因になりました。大人は私たちに頑張れ、いじめに負けるなと言うけれども、もう疲れちゃった。生きていても意味がない。将来の希望って全くないです。20代で死ねればいいと思います。そう言ったんですね。

例を挙げ出したら切りがないわけで、一つの事例から全体を語るつもりはありません。ただ、ここ 10 年、特に小学生から大学生くらいの子どもや若者たち取材していて、共通に言えることがあると私は考えていました。それは、私たち大人は「どんな環境で生まれても、どんな機能不全があっても、夢を持って生きていけるような社会を、教育環境を、つくってきただろうか」ということでした。

再生会議は最初から分科会に分かれて、学力向上と、規範意識の向上という 2 大テーマがございました。これはとっても大事なことでした。ですから私も毎回会議前に必ず事実を調べ、データを読み上げ、関係論文を調べ上げて発言してきました。いじめの問題も出席停止も問題親もバウチャーも学校選択制も英語教育も德育も全部大事な議論だと思っております。

でも、ひとつ大きく言えることは、これは全部大人側から見た、今の教育に欠けていることなんですね。政策を作る側、指導する側の視点です。しかも、現状の枠組みの中での解決手段です。現状の枠組みの中で何ができるか。それにつきましては、これまで成功事例をいくつも紹介させていただきました。その一つがたとえば広島少年院であり、舞鶴市の白糸中学校なんですね。現状内の少ない予算で、知恵を絞って、白糸中の後野校長のところでは学校経営を戦略的にやることで、広島少年院の向井首席のところでは科学的根拠に基づいた、発達的な視点を入れた指導プログラムを開発して導入することで子どもたちを的確に育てている。

でもこれにはどうしても限界があります。それだけでは今を生きているすべての子供たちには手が届かない。私がこういった、省庁再編が必要だなどと言う発言を繰り返しますものですから、事務局からも「省庁を越えた連携」についての資料をたくさん頂戴しました。それもよくわかります。各省庁が中心になっていろいろとすばらしい取組みがなされていることもよく存じております。内閣府が中心になっているんな調査や委員会があり、なんとか若者を支援していこうとされていることも知っています。そのために各省庁でいろいろな取組みが計画され、予算化されて、霞ヶ関レベルでは人事交流も含めて横の連携が取られ始めていることも存じております。でも、問題はそれがどこまで現場レベルで徹底されているのか？ということだと考えます。と申しますもの、最終的に不利益を被るのは子どもたち、若者たちだからです。

連携とは、言葉は美しいのですが、ときに「会議にあつまるだけ」、「自分たちの範囲外のことには口をださない」ということが多く見られます。周辺領域への知識不足で、連携がなかなかうまくいかないことも多いです。これはそっちの分担だろう、とおしつけもよく見

られる。結局、システムに落とし込まれていない連携は、頑張る人、接着剤になる人の負担が大きく、がんばる人がいなければうまくいかないのです。頑張る人がいなくなったら、空中分解してしまうということなんですね。だから幾ら霞ヶ関の方で予算をつけても、結果的には現場で生きていないということをとくさん見てきました。

英国のコネクションズを研究してだと思のですが、平成 18 年度、厚労省が「若者サポート事業」を始めました。もちろんこれからの事業だというのはよく理解していますけれども、ただ、これが現場のニート対策に直結するのか。あくまでも事後対応であり、増えていくニートや若年ホームレス等社会的に排除されていく子ども・若者たちへの対策ではないと考えます。子どもの成長発達権や若者の自立する権利、社会参加する権利を保障するという視点、発達の視点に基づく指導を教育現場でしていかなければ、結局はニート対策も引きこもり対策もキャリア教育もどこまで効果が期待できるのか。教育に予防的な視点、つまり将来的に子どもたちが社会的に排除されないよう生きるスキルを個々の認知と学習スタイルに応じて指導するというのを、小学校、中学校、高校以降で徹底的にやらないかぎり、生きるスキルは身につかない。でも、こういったことを福祉的な視点にある厚労省関係の組織に求めることも難しいと考えます。

たとえばこういうことがありました。ハローワークが若者就労支援に力を入れていますよね。ある大学生が学校ではうまくいけなくなり、このままでは自分はだめになると思いからハローワークで仕事を紹介してもらおうと思って相談に行ったんですね。カウンセリングを無料でしてもらえらるので、検査をやったそうなんです。彼が私に、品川さんすごかったですよと言うわけです。なぜかと言いますと、その青年22歳だったのですが、その若者支援で言われたことは、君に向いている職業は1位獣医、2位が医者、3位が発破技術者、ダイナマイトですね。そして4位が作家と書いてあった。その検査結果を得るために、彼は丸一日就労相談に行き、担当者のインタビューやら検査を受けているんです。2人で呆然としました。その青年の夢は建築家になることで、ある大学の建築科にも入学した。ところが彼にはADHDとLDの傾向があり、そういったことをよく知らない教授とうまくいかなかったんですね。それで大学になってから不登校になってしまった。でも何とかして生きていきたいと彼は思ったから、ハローワークに行ったら、ハローワークであなたの向いている仕事は獣医ですと言われるわけですね。

私はハローワークや若者の就労支援などを批判するつもりは全くないんです。ただ、幾ら各省庁の方々が政策を考えてお金をつけても、ベースとなる周辺領域の情報や知識に断絶があったり、基本的なところでの連携がなかったりして、とにかく子どもや若者の権利保障という視点がないまま、対処療法的な政策を続けていることにはもはや限界がある、現実的に不利益を被るのは子どもたちだという事実があるということを申し上げたかったんですね。何回も申し上げていますように、イギリスではEvery Child Mattersという白書だったり、フィンランドのEducation for Allといったこととか、米国のNo Child Left Behind Actなど、先進国は子どもの権利を保障する法律を制定しています。こういった法の概念の

共通ベースには、やっぱり子供に視座を置き、子供の権利、それも成長発達する権利や自立する権利や社会に参加する権利や市民として生きる権利など、具体的なところに視点を置いた法律を作り、周辺領域が学際的にかかわることでエビデンスベースの研究をし、そこから公共政策を出し、世論を変え、教育観を変え、それが教育の質的变化をもたらし、ひいては子どもたちのメリットになるようにシステムイズされているのです。

私が再生会議に望みたいのは、これまでの1次報告2次報告、緊急提言等はもちろん大事です。でも最終提言にこそ、すべての子どもに視座を置いた、すべての子供の成長発達権、自立する権利、社会参加する権利、市民として生きる権利を守るための、新しい日本型の教育モデルを打ち出せるような公共政策を可能にするシステムを提言していただきたいのです。

資料イを見ていただければ分かりますが、ポイントは3つあります。

まず一つは、文科省を中心に、厚労、法務など、子供の出生から就労までにかかわる部局の監督官庁を1つにすることで、現場レベルでの断絶を回避するということです。これは事例ウを読んでいただければ、いかに縦割り行政の弊害を子供たちが直接被っているかということがお分かりいただけるとと思います。現場での情報共有、それから予算の統一が、結果的に真の連携も進め、また人的コストの削減、それから将来に関わる社会保障費や医療費などの削減しますし、また自立権や社会参加する権利を視野にいれた政策を実践することで税収の増加にも直結します。

そして2つ目は、何回も申し上げている周辺領域の最先端の情報を、この監督官庁に所属する研究機関に集約することで、これまで1つの大学レベルではできなかったような学問や学閥を越えたエビデンスベースの教育を研究し、それを予防教育や最先端技術の教育という形で、一般に落とし込むようなシステムに作るということです。これが、すべての子供たちが自分の認知と学習スタイルに応じた教育を受け、夢に向かって生きていくための学びのチャンス、機会の均等を得られるようになる。そして最先端のエビデンスを教育や実践等公共政策に落とし込むことで、確実に社会保障費や医療費など、将来にかかわる費用のコストダウンができます。

英文の論文を2つ持ってきました。これは私が少年院の本を書くときに入手したもののなんですが、一つはワシントン州政府が出しているもので、エビデンスベースの公共政策がいかに必要かを語る資料です。要するに、いかに早期介入、しかも科学的に根拠のある早期介入の教育をすることが、コスト的にも安く仕上がり、しかも最大の効果を得られるということを学際チームで研究したデータです。これをもとに、ワシントン州政府は教育観を変えて公共政策を変えたという実践があります。もうひとつが、いつも私が犯罪社会学ではこうですよと申し上げますが、アメリカのバンダービルト大学のリブシーという犯罪社会学の世界的権威が書いた論文です。認知行動療法のなかでもアンガーコントロールとか対人関係スキルのトレーニングには効果があり、被害者視点のプログラムは悪化したということをメタアナリシスレベルで語っています。ということは、一般教育の中にいかにアンガーコントロールや対人関係スキル向上のためのプログラムをいれていくことが大事かということでもあるわ

けで、こういった各論文を集めて分析研究したのが、先ほどのワシントン州の論文です。このレベルの研究をぜひ学際的にやっていただき、それを教育に落とし込んでより効果的なものを実践していく必要があるかと思っております。

長くなりましたが、最後に一つだけ申し上げます。

3つ目のポイントは要するに、従来は教師、保護者、地域の善意の上に成り立っていた支援であり指導でした。ですが、いじめの問題も問題親も問題教師も未履修問題も、不登校や引きこもりも、非行や虐待も、すべての子供の成長発達権や自立する権利が保障されていないことに由来すると思います。だからこそ、権利を回復するための行政機関が必要なのです。教師の権利を守ることが、結果的には子供の権利を守ることに直結します。現場が生き返ることが、子供が生き返ることになると確信しています。要は、権利回復のための行政審判を行う専門機関を創設すること。これが学校問題や教育問題、少年問題や家庭問題などを子どもに関する行政執行の問題すべてを取り扱う専門機関をつくることで解決されます。戦前の少年審判所に、家庭の問題、学校の問題まで行政指導できる組織にするのです。こうすることで客観的な指導もできます。

再生会議の意味は、子供を中心にした国家体制に変えていくための提言をいかにできるかということだと考えています。これまでの1次報告2次報告は、今すぐに必要なことばかりでした。でも、21世紀を生きていく子供たちに何ができるか、それは初期投資はかかるかもしれないけれど中長期的にみてすべての子どもたち、つまり国民にとってメリットになる公共政策の実施であります。今こそ、そういった予防的視点を教育をはじめ労働行政にも福祉行政にもやっていきませんか、本当に10年後、いえ5年後にはもっと大変な事態になる、社会的に排除されていく若者がますます増えると思います。

資源がない我が国にとって、人的資源こそが最大の資源です。ですからこそ、この省庁再編が強い子はより強く、力のある子はより力を伸ばし、ニーズのある子はニーズに応じて生きるスキルが得られるような教育を、そして公共政策を提言できるものだと思っています。Every Child Mattersとか、Education for Allとか、No Child Left Behind Actなどのベースに何かがあるか、皆さんお分かりだと思いますが、日本語にすると鼻につく表現ですが、要はすべての子供に愛をということなんですね。ここでいう愛というのは、かわいそうな子供たちに施しをするということではなくて、子供に見返りを求めないで個々の子どものポテンシャルを最大限引き出し、デコを伸ばしてポコの部分は鍛えて底上げし力に変えていく。そうして我々は子供たちに夢の持てる社会をどうやって打ち出していけるのかということが問われているのだと思います。すべての子供に愛をという名のもとに、教育や政策に科学主義を取り入れて、文科、法務、厚労、経産、農水など子どもに関わる部局を統一したビジョンのもと集め、統一した政策を打ち出すことが今こそ必要だろうと考えます。こうすることで各省庁が財務省とのバトルの未獲得したスモールバジェットを、少しでも費用対効果のよいものに変えることもできるはずです。長くなりました。ごめんなさい。

池田座長代理 どうもありがとうございます。

それでは続きまして、門川さん、お願いします。

門川委員 こんな事例があるんですね。数年前です。関東のある中学校から2年生が京都市の中学校に転校してきました。茶髪、ピアスの生徒でした。関東のある中学校で不良グループと一緒にあって、問題行動を繰り返すから、母親と子供が京都に引っ越してきた。そのころ、その京都の学校もちょっと前は荒れていましたが、服装指導と茶髪指導等を徹底して、学校を立て直して、何とかいい学校になっていた。そこにピアス、茶髪の生徒が来た。学校は、親の了解のもとに茶髪を黒に染め直させた。ピアスをはずすよう指導した。ところが、教室でも指導に従わない。学力が全然ついていない。別室指導でその子のためにカリキュラム全部作って、指導を続けた。ところが誤った子供の人権をふりかざすグループがネットワークをつくれ、隔離教育だということで、マスコミに発表して、学校はボロカスに叩かれました。教育委員会は学校の取組を全面的に支持しました。ところがその子は夏休みにひったくりをして捕まり、関東に帰っていきました。

ところがここからがうちの学校の先生のすごさなんですけれども、関東まで迎えに行って、その子の状態を確認し、このままではだめだと、再度、京都の学校へ連れ戻し、そして徹底的に引き続き指導して卒業させました。ここにその子からのお礼状があるんです。「今年の夏はいろいろお世話になりました。今はちゃんと自分の道を自信を持って進んでいます。この今のおれがあるのは、今年の自分自身の失敗があったからです。同時に、校長先生と中学校の先生のおかげやと思っています。校長先生も今までどおりの校長先生でいてください」。文章は下手でむちゃくちゃやけれど、元気で毎日暮らしていくことを知らせたかったんです。「またどこかで会いましょう。先生もお元気で。」こういう手紙です。

このような事例では警察は機能しないんです。先生の善意だけなんです。そのうえ、私共はマスコミに連日、隔離教育、人権無視と書かれました。この手紙はたまたま校長先生に会ったときに見せてもらったんですね。私は子供が立ち直った良いエピソードだと思いマスコミに言いましたけれども、どこも報道してくれませんでした。そんな日本の状況です。

教師は善意でもって、教育愛をもって取り組むべきです。学校は組織として取り組みます。そして家庭、地域の教育力を高めるための努力をすべきです。マスコミにもその姿を発信していくべきです。しかし、善意には限界があります。指導と納得、理解、これだけを前提にしているのが今の日本の教育体制ではないかなとそこで、多くのデータや事例を集め、具体的な政策、提言をまとめております。ちょっとレジユメの12ページを見てください。ニート、フリーター、不登校、エイズの問題がどんどん増えています。先進国でエイズが増えているのは日本だけです。若い人がエイズにかかれば、生涯医療費が1億円もかかるとも言われています。医療は大切です。それが毎年千人になってきております。それは発覚している分だけです。それから、虐待が増えています。そんな状況のもとで先生の精神性疾患がどんどん増えています。こんな状況であります。

そこで、少年院は大分空いているといわれているんですけれども、少年院のデータをいろいろ集めたんですけれども、少年院は情報をあまり開示しておられないので、どれだけ空い

ているかは、よくわからないんです。そこで何が言いたいかといいますと、きのう「巣立ちのネットワーク」という養護学校、京都では総合支援学校と称しますが、そこの子供の就職を開拓する会を、民間企業も含めてやりました。養護学校の先生が一生懸命、開拓に走り回っている。これが現状であります。やはり、労働行政も含めた一元的なもの、つまり、少年家庭・教育労働省が非常に必要だということで、そのことをレジユメの13ページ、14ページに書かせていただいています。

そしてその次に、品川さんは説明を略されたんですけども、少年家庭審判所です。善意で指導と納得でやると同時に、やはり強制力が必要なときがあります。虐待する親の問題、虐待の子供を救うチームを作って対応してきました。しかし、虐待はまた繰り返される。逮捕される以外は親が学び直す機会もありません。そして、親は学校や教師を批判し続ける。そのときに、やはり戦前にあった少年家庭審判所という行政審判所を創って、何が正しいのか、そのために親は何をすべきなのか、子供に何をさせるべきなのかを客観的に判断し、命令・指導を行う。こういうことがどうしても必要だと思っています。

17ページにそのフロー図を書いております。それで18ページに、少年家庭相談支援センター、これは今の少年鑑別所と児童相談所、保護監察所の機能を統合・一元化していく。あるいは19ページの育ちと学びの教育センター、これは児童自立支援施設と少年院の機能を統合したものです。児童自立支援施設は塀がありません。だから勝手に親が子供を連れ出したらそのままです。子供が3カ月、行方不明になったら、措置は打ち切られます。少年院はそういうことはない。だから児童自立支援施設に家庭裁判所から送致の審判決定をしても自立に結びつかない場合があります。やはり、限界があります。強制力も伴いながら指導する少年院の機能と児童自立支援施設を融合したら、新たな予算がなくとも対応できると思います。

そして20ページですけども、キャリア教育総合センターです。子供の指導・矯正を就労にまで結びつけた国の機関を創設し、子供が将来の世の中でしっかりと働いていく、自立していけるようにする。そのためのシステムを国の段階で用意する。21ページですけども、自律促進教育センターをこの11月の下旬に京都市で先進事例として立ち上げたいと思っています。問題行動を繰り返す子供の立ち直り支援を議論してきました。学校だけでは無理な場合、教育委員会が組織を挙げて、弁護士や警察のOB、医師、児童相談所等を含めたシステムをつくらうということでもあります。

その次に、学校問題解決支援チーム、これは6月1日の再生会議第2次報告で提言されたんですけども、京都市では、8月に立ち上げまして、警察のOBも弁護士も精神科のお医者さんも臨床心理士も含めた体制を作って、個別の問題親に対する対応を始めました。しかし、ここには強制力がないんです。いつでも話し合いで善意で分かっていただけということ为前提にしているわけです。これには限界がある。したがって、それらを支えていただく国の省庁の再編が必要です。今、小谷さんが提案されたスポーツ省も賛成です。子供の学び、育ちの部分に焦点を当ててみると、警察行政も労働行政も、それから福祉行政も教育行政もばらばらになっています。その統合は、地方ではなかなかできません。東京都の例があり

まずけれども、東京と他の道府県、市町村とは違います。だから、国の段階で、文科省をなくせと言っているのではないですが、子どもの学び、育ちを一貫して支援する機能を持つ省、あるいは省的な組織を作って、そしてそれを地方に落とし込まないことには、地方でいくら頑張っても限界がある。問題行動を繰り返す親は、1万人の中のわずか数十人でしょう。しかし、その親のために先生ももう疲弊してしまっているし、地域社会でボランティアをやっていた人が離れていかざるを得ない。善意が通じない世の中になっている。

やはり私は善意を前提にし、市民参加、保護者参加を求めながら、しかし限界を超えたケースに対しては的確に法的な措置もとれる。それをバックボーンにしながら一步踏み込める。そうしなければ虐待もエイズも子供の健康も、またもちろん学力も結びつかないと思っていますので、ぜひともその点、検討を願いたいと思っています。時間の関係で詳しく説明できませんので、文書をお読み下さい。

以上です。

池田座長代理 ありがとうございます。

品川さんからは、現状を踏まえてのお話、門川さんからは今京都でお取り組みいただいている具体的なお話、という両面からお話いただきました。続いて、事務局から論点メモを簡潔にご説明願います。

土居室長代理 事務局ペーパーは資料3でございますけれども、ここで触れていない省庁再編の問題、それから少年家庭審判所という行政審判の問題、この問題だけ一言コメントさせていただきます。これは新しく省庁名も変わりました、非常に大きな組織ができるということで、門川委員提案の13ページに、各省のいろいろな所掌事務を入れかえたらどうかというご提案ですが、実は例えば児童福祉を一般の福祉行政から引き離しますと、またその両者間における縦割りの問題が生ずるとか、例えば若者の就労支援もハローワークでやっていますけれども、これまた高齢者の就労支援と一貫してやっていますので、労働行政からそれだけを切り出すと、またそこに新しい縦割りの問題が生ずることになります。したがって、この辺は総合的に考えなければいけない問題で、確かに子供について集中的に担当する組織をつくれというのが一つの論点だと思いますが、具体的な省庁再編については、そういう問題もあるので、事務局ペーパーでは触れておりません。

事務局ペーパーでは、先ほど品川先生からお話がありました英国のコネクションズを中心とした若者対策を参考にしながら、今内閣府等で中長期的に検討しているものについて記載しております。これは何かといいますと、英国でも労働にしても福祉にしても各省庁は別になっておりますが、現場で一元的にやっていく、一人の子供に対して長期的にフォローしていく、個人情報も共有していく、という政策が行われています。したがって、必ずしもこれは霞ヶ関の問題だけではなくて、むしろ現場の出先機関に趣旨が徹底していなくて、人がいなくてそこがワークしていないという問題があるのではないかという観点で、この事務局の論点は整理しております。

まず、事務局資料3の1番目は、第2次報告にある学校・教育委員会における対応で、学

校問題解決支援チームの提言を受けて、早速京都市で8月から始まったということが書いてございます。来年度に向けては文科省が予算でそれを30地域に広げるような調査研究を始めようということになっております。

それから2番目のポイントになります関係機関の連携による対応につきましては、児童相談所とか児童自立支援施設、学校・教育委員会さらには少年院、その他ご指摘のありましたところの連携が必要なのですが、これは3段階ございまして、3つの例が書いてあります。最初の2つは、既に今実行が始まっているところです。一番最後は、場合によれば新しい法律による対応、イギリスのような対応ということで一案を出させていただいています。その下に参考としているいろいろな状況、不登校児童生徒が12万6,000人いるとか、非行少年等で刑法犯少年の検挙人員が11万とか、特に児童虐待の相談対応件数が平成11年から3倍に増えまして、3万7,000件になっているという状況が書いてあります。次のページの参考2には、今お話ししました現在始まっている取り組みを例示して書いてあります。

上の丸の方は、内閣の青少年育成推進本部を中心として少年サポートチームということで、現場での連携チームを作っていこうということで、これを警察を中心としたいろいろな関係機関の連携、あるいは、学校教育委員会を中心としたいろいろな関係機関の連携、さらには児童虐待という観点で、児童福祉行政を中心とした連携ということで進んでおります。

この辺は後の方に資料がございますので、後ほどお読みいただきたいのですが、ところがそれにつきましては、品川委員ご指摘がありましたように、霞ヶ関で考えるように、現場では機能していないぞというご批判があるのは事実でございます。そこで、東京都はさらに一歩進みまして、次の丸にありますように、児童相談所の施設が改築になりますので、平成21年にこの3つの機関を1カ所に集める。それぞれの機関はそれぞれの目的がありますから残るのですけれども、やはり総合相談窓口を造って、その連携をさらに一歩前進させようというのが取り組みでございます。

それをさらに進めて、1頁目の2の例の3つ目のところに、地域における子供・若者が抱える様々な問題のサポートのために一元的な指導、情報提供等を行う機関の設置、例えば子ども家庭総合支援センターのような施設の設置を必要に応じて法的措置で講じていく。これは霞ヶ関から一本化するというよりも、霞ヶ関ではそれぞれ現在分かれているものを、まさに子供の支援という形から地域での窓口を一本化しようというものです。法律事項としてはいろいろ出てくる可能性があると思います。縦割りの法体系に権限的な横串を刺すとか、あるいは子供についての個人情報の共有、こういったものがイギリスでは非常に進んでおります。これは法律事項になってくると思いますし、さらに先ほど少年家庭審判所という非常に大きな制度が提案されましたけれども、今ADRという裁判外調停制度というものもございまして、もうちょっと自治体ベースで機動的にできるようなそういう制度も法律上は可能かということでございます。内閣府の検討会でも長期的な課題として検討が始まっているというふうに聞いております。

それから、次のページの3番目の、家庭に対する法的な関与のあり方につきましては、実

は民法の親権の問題がありまして、親の親権に対しては非常に日本の法制度は慎重でございます。そういう意味で、今あるのは児童福祉法で保護者に対する指導ができる、あるいは児童虐待防止法で指導を受けない場合に、保護者に対して勧告ができる、あるいは少年法によりまして、訓戒・指導が保護者に対してできるという程度でございますが、この辺のところについてどうするかというご提案だと思います。

以上が事務局の論点ペーパーでございます。

池田座長代理 ありがとうございます。大変大きな問題提起をさせていただいておりますので、時間の許す範囲で積極的にご意見をいただきたいと思います。どうぞ自由にご発言いただければと思います。

陰山さん、どうぞ。

陰山委員 今、ちょっと申しわけないんですけども、事務局の話聞きながら大分違うなと思いました。現場で一本化するというのは当たり前なんですけれども、中央でも全然一本化されていないですね。今、くしくもおっしゃいましたけれども、この12ページの一覧表というのは、門川さんが集められた。

品川委員 不登校からH I V、墮胎、虐待および関わる教師たちの状態など子どもに関わるあらゆる情報を京都市教育委員会のみなさんに集めていただきました。少年院の収容率や法務教官の疾病率など法務省関係だけは答えてもらえなかったと聞きましたので、情報が入っていません。

陰山委員 京都市がですね。ですから、こういうふうなものが中央できちんと 私がこの間教育委員会で言ったのも、ここに言っているのも、実は一緒なんですよ。教育における責任のある体系の一元的なプロ集団を作ってほしいということなんです。今、ここで先ほど申し上げましたように、もう子供たちが雑巾がけしながらポキリと折れるというのは、20年前から始まっている話なんです。別にそんなもの、先ほど言ったぽっといって落ちた話は20年前なんです。それがぽっと一般化してしまっているから、もう学校の方では激しい運動がさせられない しないでなくて、させられないんですよ。親が苦情を持ってくるから。実際、折れたらまた授業できなくなるわけですからね。という実態なんです。

ところが、その基本的な情報が伝わっていないと、教師たちは怠けているという構図なんですね。だからこここのところの現場と中央との間の情報の乖離というものが非常に激しくて、これがまたマスコミによって増幅されるわけなんですよ。そして、門川さんがおっしゃったように、一生懸命やっている人がたたかれるんです。やっぱりそのところを一元的に管理する強力な中央の教育シンクタンク、いわゆるプロ集団を、これはもういざとなったら暫定的でもいいです。今あるさまざまなこの乖離をきちんと修正をして、一遍きちんとしなければいけないと。

ついでに申し上げますと、体力の低下というのと、不登校の急増というのは、昭和56年から全く同じ年から始まっているんです。こういうふうなこともきちんと調べていけば、どこに問題があったのかということも分かりますし、しばらく前から子供たちの例えば背筋ぐにゃ

りというのも始まっているわけなんですね。そうした生活習慣の問題は何だろうか。実は調べてみると、僕は意外と単純なことだろうと思うんです。ですから、そののところをきちんと一元化していくためには、相当強力な一元化したプロ集団、それを教育シンクタンクとして中央に置くということをやっていただいて、そのところから例えば厚労省はこうしてくれと、あるいは家庭裁判所はこういうふうに対応してくれということをやっていただくと。例えば、ある小学校では、子供が一人行方不明になったんですね。ところが家に行ってみると親ごといないんですよ。どこにもないんです。児童相談所に行ったんだけど相手してくれません。なぜかという、例の堺の問題があったときから、あんなことを相談していいかということで、相談が急増して、実際はもう5倍に増えたんですね、相談が。だから生き死にの問題でかからない限りは、相手してもらえないという状態なんです。こういうことが全然伝わっていないんだと思うんですね。ですから、やっぱりこういう中央教育シンクタンクというものを早急に整備をしていただいて、できれば私は恒久的な組織にしていきたいと思います。

池田座長代理 どうもありがとうございます。

海老名さん、どうぞ。

海老名委員 そうしますと、保育園から体力づくりを考えなくてはいけないだろうと思うんですけれども、生まれた赤ちゃん含めて、さかのぼらなくてはいけないだろうと思います。小学校へ上がって、腕が折れるから体育はしないではおさまらないんじゃないでしょうか。

それからもう一つなんですけれども、中学校に行きますと、保健室がありますけれども、保健室には先生が2人どうしても必要だろうと思います。1人は衛生、1人は心理学ですね。その2人の先生が共通して子供を見る、生徒を見るというのが必要ではないかなと思います。そうすると問題児のどこから問題が発生しているのかというのが分かるんじゃないかなと。この間ちょっと視察に伺ったときにも思いましたし、近くの学校でもそれを感じました。

池田座長代理 どうもありがとうございます。

渡邊さん、どうぞ。

渡邊委員 ちょっと細かい話になるんですが、今実際私が学校経営をしておりまして困るのが、非行のスタートというときに連携しなければいけないのは、警察と学校と家庭なんですね。ここで連携し合って、例えば警察が何か見つける。そしてすぐに学校に連絡が入る。そして学校と家庭で、その子供をもう一度非行から離していくということをやりたいわけですが、個人情報というものがあまして、警察から学校にスムーズに情報が流れないと。これはもう行き過ぎた個人情報保護でありまして、東京都に関して私の学校に関しては、その所轄の警察署に直接お願い書を出しておりまして、私の学校で起きたことは全部教えてくださいと。そのお願い書が通ると教えてくれるわけで、基本的には教えないというスタンスなんですね。ですからこれは行き過ぎた個人情報保護だなと。

警察と学校と家庭との三位一体によって、非行をフロントから守っていくということ、

もう一度私はこれを確認し、再生会議で提案するべきではないかなと、そのように思います。

池田座長代理 ありがとうございます。この問題は、情報管理の観点から有害情報にも若干関わってきますが、大変重要な話だと思います。

中嶋さん、どうぞ。

中嶋委員 一言。今幼稚園からという、就学前のことを言われたんですけども、私は若干幼児教育にも携わってきておりますが、今までは文科省の中には、学校教育しかなかった。あるいは幼稚園と保育園は文科省と厚労省がお互いにつばぜり合いをする。つまり子供からの視点がなかったんですね。したがって、今度教育基本法が改正されて初めて就学前の教育、幼児教育とか、それが入ってきましたので、ちょうどそういう意味では新しい教育基本法を踏まえるという意味でも、やっぱり就学前の幼児教育からきちんとする。そうした一貫したことが非常に大事で、もう諸外国では当たり前のことですよ。それが日本では今まで文科省、学校教育法があって、小学校から始まって大学、あるいは大学院、それも特に国立が中心でしたから、その辺を大きく改める発想の転換が非常に求められるということ、今日の皆さんの意見を伺っていて痛感いたしました。

池田座長代理 ありがとうございます。

では浅利さん、どうぞ。

浅利副主査 私、長年、中教審の委員なんかもずっとやっておりまして、教育関係の委員というのはもう30年近くやっているんです。佐藤内閣ぐらいからやっているんですね。こんなにシャープなダイナミックな議論というのは聞いたことないです。今まで。ようやく今日の品川さんのも陰山さんの、すごいなとこの委員会は。ただ、これこのまままた箱の中に入れて蓋されてしまって終わりということになる。そうするとストレスの解消にしかならないですね。だからやっぱりキャッチフレーズでどんと言った方がいいと思うんですよ。答申で。そうすると今の最後の陰山さんの提案にあった、中央教育シンクタンクという、とても分かりやすいと思う。だからこれを造れということ、やっぱりはっきり提案した方がいいんじゃないかなと思います。それでなんだといたら、現在の教育環境のひずみを是正するんだと。事に幼児教育、子供たちの教育の問題点を総合的に検討するという形で、そこはぜひ最終答申の大きな目玉にするべきだと。すごいなすごいなと思いながら、どういうふうな世の中したらいいのかなと考えていたんですけども、この言葉、中央教育シンクタンクの設立というのはいいいんではないですか。それでやっぱり省庁に分かれている機能をひとつなくということですよ。

池田座長代理 どうもありがとうございます。

中嶋委員 教育院という形だったんですよ。教育院という言葉がいいか、今、浅利さんのおっしゃったあれの方がいいか、それも含めて。

池田座長代理 そうですね。

門川委員 教育院構想というのはネットワーク組織だと思うんです。それとこの戦後60年、特にこの二、三十年の間に余りにも子供の学び、育ちの環境が変わってしまった。原因の一

つは親です。また、家庭です。地域社会です。その典型的なのがこの急増する虐待でありますし、またエイズの蔓延でありますし、ネット社会の問題です。旧来型の善意を前提に、強制力を伴わない指導だけでは本当に限界を感じています。現場でいろいろなことに取り組んできたけれども、やはり必要なときに必要な相手に必要な指導ができない。指導してだめなときには、強制力を伴わなければその親もその子供も不幸になります。それが放置されているのが現実です。そこに的確な指導が入り、法的な措置もできる。それができないと、子供も先生も地域社会も崩壊していく。それをぜひともお願いしたい。

そのためには、そういう法的なことも含めた省庁のあり方の検討、それから少年家庭審判所を設置して、行政審判として、子供のために迅速に判断していくことを是非お願いしたい。今の家庭裁判所には、行政機関に対して強制力を実態として行使できておりません。だから、行政機関としての行政審判所を置く。そんな大きなものではなくてもいいと思うんです。まずやってみると言うことが大事です。ぜひともお願いしたいと思っています。

浅利副主査 すみません、ちょっと教えていただきたい。

この間、前の前の会のときに、池田さんをサポートする意味で、僕や中嶋さんや小野さん、記者会見に出たんですね。そこで感じたことはいかに池田さん一人に押しつけていたのかなと思いました。だから、今日の議題は非常に記者たちにストレートに伝わるには、ぜひ陰山さんとか、品川さんとか皆さん、池田指名に基づいた方は記者会見に出て発言してください。

池田座長代理 よろしくそれはお願いいたします。

中嶋委員 ところが徳育、全然報道しなかったんですね。せっかく浅利さんと私と記者会見でかなり時間をいただいて。

池田座長代理 そうですね。あれだけもう本当にお話しいただいたにもかかわらず、非常に残念な。

中嶋委員 最終報告ではきちんと出しましょう。

池田座長代理 それに盛り込ませていただくような形で。

浅利副主査 でもやっぱり、何回も何回も語りかけていけば、大体彼らも問題意識を持てきますから。

池田座長代理 そうですね。彼らにもお子さんはいるでしょうし、繰り返し語りかけていくことが、私も大切だと思います。

白石さん、どうぞ。

白石委員 ご専門家の皆様のご意見を伺って、勉強させていただいております。

皆様のご意見を伺ってありまして、少し考え方を整理をした方がいいんじゃないかと思いました。一つは省庁の統合、連携、非常に大事な視点ですけれども、これが直近でできるかどうかという、非常に時間もそしてお金も力もかかることだと思います。教育中央シンクタンクというの、一つのこれはアイデアだと思うんですが、これも見せ方によっては多くの誤解と反発を呼ぶんじゃないかと思います。やっぱり文科省がまた新しい組織を造って、これ官庁の肥大化とか、またそこに予算をつけていく。教育再生会議の提言が逆に省庁の肥

大化に使われるのではないかというような批判も、私は出てくるのではないかと思います。

今の時点でできることは何かと。最少のコスト、最短の時間で、最大の効果を出すには、何をすればいいかということ、やっぱりスピーディに出していくこともこの再生会議の一つの役割ではないかと思しますので、ぜひ時間軸を整理をするべきだと思います。

いろいろな調査研究というのは、もう既に行われておりますし、インターネット社会だからこそ、こういう情報共有できるようなインフラをどう作っていくかということも一つのアイデアではないかと思しますので、ぜひ長期的な視点と短期で今やれることで効果を生むことは何かという整理をお願いできればと思います。

池田座長代理 どうもありがとうございます。

土居室長代理 今出ている議論の中で、実はイギリスの場合も省庁の再編という形ではないんですけども、ナショナルユニットを中央に置いて専門家集団に着目している。専門家集団というのは別に教員関係者だけではなく、児童福祉関係者なども含めた、子供をずっと長期的にフォローしていく人、これはNPO法人関係者なども入ります。

それから先ほどから出ていました個人情報の共有化、こういったところは重要なポイントになっていると思います。

池田座長代理 品川さん、どうぞ。

品川委員 今、白石先生、おっしゃったとおりでございます。私もこういったものがすぐできるとは思っておりません。ただ、大事なことは現場がすごくしんどい思いをしているということ、再生会議はそういったことも分かった上で議論しているということ、世間にしっかり伝えていくことだと思っています。本当に現場の先生方もしんどい。子供もしんどい。保護者もしんどいんですね。その中で、では今おっしゃったみたいに、直近でできることはこれ、でも長期的にこういうふうに国のビジョンを変えていく必要があるのではないか、先ほども渡邊さんもおっしゃっておられましたけれども、グランドデザインを私たちがどういった形を出していけるかということが問われていると思っています。

その中で、ぜひポイントに置いていただきたいのは、例えば今、事務局からいただいた資料、これは全部すばらしいものだと思います。でも、虐待も非行も「起こってから」の対応なんですね。起こる前に何ができるか。この予防教育というところに発想を変え、パラダイムシフトしていかない限りは、いつまでたっても何かが起こってからどうするか。新しい病気が出てからどうするか。犯罪が起こってからどうするかという対応になってしまいます。だから後手後手に回ってしまう。そうすると、被害者も生まれ、加害者も生まれ、病気にもなり、お金もかかり、みんなしんどい。みんな悲しい思いをする。そうしないための教育、それを周辺領域の知識や情報を集めて、何ができるかということ、提言していくことが一つだと思います。

それから先ほどありました、親権が強い。これが日本の子供たちをめぐる環境のネックになっているのもまた事実です。親権が強いから、では子供の権利はしょうがないのか。もうそういう時代ではないはず。子供の権利条約を日本は批准しているんですから。だか

ら本当の意味で、子供の人権を守るために何ができるかというようなスタンスにぜひ立っていただきたいということ。

それから家裁も頑張ってやっておられます。ただ、家裁には行政執行力がございませんから、結局、家裁が何かを出しても、ではあとは現場でやってくださいねということになってしまう。あくまでもベースは子供の人権を守るための予防教育であり、子供の人権を守るためのシンクタンクであり、子供の人権を守るための行政執行できるシステムを造るということだと思います。少年院をこの機関に入れる理由の一つは、少年院帰りというラベリングをさせないためです。ラベリングは反社会的行動へのリスク要因だからです。あるいは、少年院の法務教官たちは伝統的な保護技術を持っていますが、それは全く教育現場や児童自立支援施設などには知られていません。こういった情報の断絶も回避できるし、双方にメリットがある。

先ほど、土居さんおっしゃったように、イギリスにはいろいろな専門家集団がある。それでもとりあえずは十分な面もあると思います。ただ、不登校やらニートやら若年ホームレスやら引きこもり等々子供を巡る実態を見てみれば、やはり大蛇をふるわなければならない火急な事態でもあるのです。大事なことは、我々がそういったことを視野に入れて議論しているということです。

どうもありがとうございます。

池田座長代理 川勝さん、どうぞ。

川勝委員 浅利先生のおっしゃった中央教育シンクタンク、この話って教育院とはレベルが違うということをお踏まえておいた方がいいと思いますね。教育院の方はどちらかというと、知の最前線といいますか、膨大な知の集積、急激な拡大が行われていると。これを現場にどう落とし込んでいくかという、いわばどちらかというところの子に対する配慮。今話されている中央教育シンクタンクの方は、これはどちらかというところ、落ちこぼれを出さない教育内容という精神ですべての子供たちを上げていく。

だからこれは2つ議論を1つの教育院構想の中に入れなくて、中央教育シンクタンクは、今ここで議論されているようなこと、我々共通理解して持っているもので、教育院構想の中に入れていくかとなると、これまでの半年の議論がちょっとレベルの違うところと一緒になるから、中央教育シンクタンクということで私はそれぞれの立場で集約すれば問題提起すれば非常に分かりやすく、共有されると、共有されやすいと思います。

池田座長代理 そうですね。これまでの経緯からいいましても、今日のお話の両者は役割、位置づけが違うと私も思いますので、それぞれの役割、位置づけを明確にして整理させていただく必要があるかと思います。確かに我々は子供の立場に立って、いろいろな提言をしていく必要がありますけれども、白石さんのご指摘のように、行革の大きな流れの中で、どこまでそれが取り組めるかということ、一方では意識しながらまとめていく必要もあるかかと思っています。

いかがでしょうか。あとお一人ぐらい何かご意見がございましたら。それでは恐縮ですが、

陰山さんを最後にさせていただきます。

陰山委員 その教育院と、それから教育中央シンクタンクというのは、私はこれは一本化した方が実はいいと思っていて、それは今の僕の意見ですから、またこの後何回か話し合っただけであればいいと思うんですね。一つだけ、白石さんもおっしゃったこともあるんですけども、今の組織立ての中でいうと、一つ問題なのが中央教育審議会のシステムは、10年に1回、改定をやるんですね。

フィンランドに行きまして、20年間の間、一貫してその教育の内容を深くしていきましてということをおっしゃっても、その一言を聞いただけで、毎年改定をやっていたとか、現場で何が起きているかということ、絶えず情報を中央に上げているなということがもう分かってしまうわけですね。その間に大きな議論を10年間かけていて、どんどんと落としてしまったと。今度上げるのにまた10年かかりますという話ではないですか。

やっぱりそういうところから、僕はその中教審との絡みにおいて、もう一度先ほどおっしゃったように、未来志向で今21世紀後半のいわゆる次代を担うための教育づくりはどうあるべきかということで、私はその省庁再編といいますけれども、その教育づくりみたいなものを、これはもう根本から考えて、まさしくその再生会議ならばそれが提言できるんじゃないかなと思います。

やっぱり文科省からこの提案、やっぱりしにくいですね。私も正直言って言いにくいですし。

池田座長代理 ありがとうございます。いろいろな意味で、今後もう少し詰めさせていただかなければならないご議論、問題もあったと思いますが、今日はこういう形で一旦まとめさせていただいて、あらためてもう少し深掘りさせていただければ、と思います。

それでは最後に冒頭に申し上げました有害情報対策につきまして、今日は内閣府から荒木審議官がご出席いただいておりますので、まず荒木審議官から現状をご説明いただき、その後、限られました時間ではございますけれども、ご質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。

では早速ですが、荒木さんよろしくお願いいいたします。

荒木内閣府審議官 皆さんおはようございます。ご紹介をいただきました内閣府の青少年担当審議官をしております荒木と申します。貴重な機会をお与えいただきました。ありがとうございます。

子供を有害情報から守るためにということで、この資料4に基づきまして、ごく簡単に大ざっぱでございますけれども、ご説明を申し上げます。

資料の1のところですが、まずネット上の違法有害情報について、子供をネット上の違法、有害情報から守るための法規制といたしましては、いずれもこれは警察によるものでございますけれども、出会い系サイト規制法、これは援助交際の文言を書き込んだだけで犯罪となるというふうになっております。また、出会い系サイトの業者に対しては、18歳未満は閲覧できないように、年齢確認を行いなさいというふうになっております。ただし、こ

の年齢確認につきましては、子供が嘘をつけば入れるという大変緩いものになっております。

別紙1と書いてございますけれども、時間の関係で適宜ご参照いただければと思います。

また、風俗営業適正化法というのがございまして、これはコンピュータを利用してアダルト映像を提供する、有料で提供するという場合には、その売る場合に年齢確認をきちんとしなさいということになっておりまして、これにつきましては、クレジットカードで確認するとか、あるいは免許証のコピーをファックスで送らせるとか、そういうことである程度厳しい年齢確認義務が課されております。18歳未満の児童が利用できないようになっているところでございます。

自殺サイト、わいせつサイト等につきましては、業者による自主規制が行われております。インターネットホットラインセンターというものを業界で立ち上げておりまして、これは警察からの委託を受けまして、一般国民から違法、有害情報の受け付けをいたします。今年の6月から稼働しておりますけれども、違法なものにつきましては警察に通報して捜査してもらい、あるいは警察から削除依頼をもらい、有害な情報ですね。違法ではないけれども、そういう子供には見せたくない情報については、プロバイダー等にホットラインセンターから削除依頼がなされるということになっております。

有害情報という定義が、実は一般に考えられているようなそういうアダルトサイトとか、そういうものは実は現状は含まれておりませんで、自殺サイトとか本当に違法なサイト等に限られておりますことから、現在、年間6万件、ホットラインセンターで通報を受けつけているわけですが、約8割は全くセンターとしては対応ができないということになっております。また、プロバイダー等に削除依頼を行うわけでありまして、これに感じない割合がやはり25%ほどあるということでございます。

また、フィルタリングという機能を利用すると、子供に見せないことが可能となるわけでありまして、携帯会社も無料でフィルタリングを提供しているわけですが、その認知率、あるいは利用率ともまだまだ低率ということになっております。

それから、サイバーパトロールというのを警察、あるいは民間団体でもやっているところはございますけれども、違法、有害サイトの発見に努めていると。しかしながら問題点にございますように、この違法、有害サイトの数、サイトの数そのものが膨大ですが、違法、有害サイトの数も膨大で、全部を監視するのは困難であります。とりわけ、携帯サイトにつきましては、一覧性がないということと、携帯会社ごとにサイトも異なっておりまして、大変監視が困難であると。また、当然のことではありますが、自主規制ではアウトサイダーは除外されますので、ネットカフェについて、複合カフェ協会という団体がございまして、この自主規制があるわけでありまして、ネットカフェに入るときに、年齢確認をきちんと行って、18歳未満についてはフィルタリングのついたパソコンの席に案内しましょうとか、そういったことを自主規制しているわけですが、この加盟率というのが約半分ぐらいしかない。ネットカフェのまじめにやっている人たちはお客がそういうアウトサイダーにとられてしまうというようなお話もございまして。

それからもう一つの問題は、やっぱり国外のサーバーから発信されているのが、やっぱり3割程度あるということで、これは児童ポルノにつきましては、捜査機関同士の連携もありまして、ある程度各国共通の認識がありますので、削減等もある程度可能なんですけれども、それ以外の有害情報につきましては、言葉の問題、あるいは何が違法で、何が有害かの基準が国によって異なることもございまして、なかなか有効な削除依頼が困難な状況になっております。

一番後ろについておりますけれども、そのネット上の有害情報について、法律で規制すべきだという世論が、アンケート調査をしますと9割以上の国民の方がそうすべきだというふうにお答えになっているわけでございますけれども、当然のことながら表現の自由、あるいは通信の秘密といった問題とかかわってくる問題であるということでございます。

政府の主な取り組みということでご紹介をいたしたいと思っております。内閣官房にIT安心会議というものができておりまして、関係省庁からなっております。青少年とか成人を問わずに、闇サイトでありますとか、自殺サイト等々について、ネット上の安全・安心を守るということで取り組みが行われております。この中で警察において、その出会い系サイト法、年齢確認等が先ほど申しましたように、ちょっと緩いので、何とかしたらどうかということで検討をするとか、あるいは総務省の方でいわゆる迷惑メール法について、改正の検討等を行うということになっております。

それから総務省の検討会でございますけれども、これはちょっと大きな話でありまして、2011年に地デジが完成をいたしまして、完全に放送と通信が融合をすることで、現在、放送につきましては政治的中立性を保つてというような一定の法規制があるわけでございますけれども、通信についてはそういうものはございません。しかしながら今ネットで動画が配信されて、ほとんど放送と同じではないかということで、この放送と通信を一緒にした法規制が必要であるという中間報告がなされました。その中で、インターネットのホームページ等につきましては、これまでは実はだれでも見られるんですけれども、これは通信の秘密だということで、規制は困難というふうにされていたんですけれども、個人間のメールはもちろん通信の秘密なんですけど、だれでも見られるホームページについては、公然通信という概念をこの研究会で使われまして、後ほど申し上げますが、条例で今有害図書なんかのリアルの世界では、子供に見せない規制が行われているんですけれども、こういった条例に倣った規制が必要ではないかと、その是非について検討すべきだという提言がなされておりました。年内にも最終報告がなされることとなっております。

内閣府におきましても、7月から有害情報から子供を守るための検討会を立ち上げまして、ことし中に何とか中間報告を出す方向で検討をいたしております。

それから、最後のところですが、ほとんどの県でネット以外の有害図書、DVD、ビデオ等について、子供に見せないための規制が掛けられております。この規制につきましては、憲法上の表現の自由に反するものではないという最高裁判所の判決も出ております。ただし、これは条例ですので、罰則が非常に軽いのと、それから県ごとにばらばらの規制になってお

りますので、全国統一の規制が必要ではないかという議論もございませう。また、この条例の中にネットについての規定もあるんですけども、これは努力義務ということに留まっているところでございます。

大変駆け足で恐縮でございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

池田座長代理 ありがとうございます。限られた時間のなかで、有害情報対策という大変大きな問題の現状をお話しいたきまして、感謝しております。

せっかくの機会ですので、荒木さんに対するご質問、あるいはご意見などございましたらお願いします。どうぞ、門川さん。

門川委員 京都市でもいろいろな取り組みを全力を挙げてやってきたわけですけども、1週間ほど前にネットによるいじめがありまして、いじめられた子供が不登校になってしまいました。それが大きく報道されまして、いじめた子供も不登校になってしまう。こういうことがありました。この事件が起こる前から計画していたんですが、明日、携帯会社3社とPTA、市民団体、警察、教育委員会、校長会が集まってネットの会議を立ち上げます。関係者が努力すると共に国に対しても携帯会社に対しても要望していきます。先ほどのフィルタリングですけども、随分言われてきましたけれども、認知度は19%です。京都市でも悉皆調査したんですけども、やはりフィルタリングをかけている子供は少ないんですね。そこで、売るときに原則フィルタリングをかけておく。申請によって解除することなんです。これをどうしてもしてほしい。一生懸命フィルタリングのことを啓発して、PTAでも校長先生も教員も一生懸命言っています。しかし、自覚が高まらない。だから逆転でもしない限り、法規制をしまわないと。全国の小学校6年生の2割、中学校3年生の6割が携帯を持っている。そこで世界の悪とつながってる。そして子供が勝手にブログを作って、そこに書き込みをされて、そして落ち込んでいく。こんな社会であります。

家庭・地域ぐるみで一生懸命努力してきたけれども、やはり限界がある。もちろん、それぞれが取り組むことも必要ではあるが、どうしても法的規制が必要です。よろしくお願いいたします。

池田座長代理 いかがでしょうか。では、恐縮ですが、品川さんを最後にさせていただきます。

品川委員 ありがとうございます。私も今、門川さんがおっしゃったことに全く同感です。アメリカやイギリス、欧米ではもうフィルタリングは子どもに関心のある保護者の常識ですが、これが日本で全く広まっていません。この事実をちゃんと伝えていく必要があると同時に、やはりこれは保護者の義務にするべきではないかと考えています。子供に携帯を持たせる業者側もちろん販売時にフィルタリングかけて売るなどの必要があるでしょうが、まずは保護者が子供にパソコンを使わせるとき、それから携帯を持たせるときには、フィルタリングをかける。もはやマストだと法的規制をかける方向で、検討する必要があります。

といいますのも、携帯やネットは有害情報に直結するだけでなく、いじめなどのツールにもなっているわけです。全部、携帯とインターネットが窓口です。よろしくお願いいたします。

池田座長代理 どうもありがとうございます。

それでは、冒頭にもお話しさせていただきましたように、今日は現状をお聞かせいただきましたが、次々回、この問題の論点整理をさせていただいて、改めてご議論をさせていただければと思います。

それでは、最後になりますけれども、山谷補佐官からよろしく願いいたします。

山谷総理補佐官 大きな議論をありがとうございました。引き続き考えていきたいと思えます。

次回の合同分科会は11月13日火曜日9時より、教育水準保障の仕組み、教員養成、教員採用、管理職人事などの改革をテーマとして、開催する予定でございますので、よろしく願いいたします。

池田座長代理 それでは、本日の合同分科会、これをもって閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

- 了 -